



(案)

契 約 書

1. 件 名 人工バリア変質解析のベンチマーク（3）
2. 業 務 別添、仕様書及び実施体制図のとおり
3. 履 行 期 間 契約締結日と2026年4月1日のいずれか遅い日
～ 2027年3月26日まで
4. 請負代金額 金〇〇〇円
(消費税及び地方消費税〇〇〇円を含む)
5. 支 払 条 件 検査後払い
6. 契約保証金 免 除

上記の業務について、発注者と受注者は、対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所 東京都港区芝四丁目1番23号
原子力発電環境整備機構
氏 名 理 事 長 山 口 彰

受 注 者 住 所
株式会社
氏 名 代表取締役社長

(総 則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（冒頭を含む。以下同じ。）に基づき、実施計画を記載した別添「仕様書」及び「企画書」（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金額を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の実施責任者等に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の実施責任者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、この契約の履行に当たっては、甲から提供を受けた情報を適正に管理し、当該情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等が生じないよう万全の対策を講じなければならない。
- 6 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 7 乙は、この業務を完了したときは、甲の指示に従って前2項の情報を甲に返還し、又は抹消する措置を講じなければならない。
- 8 乙は、この契約の遂行に伴う、談合等の不正行為の取扱い、暴力団関与の場合の取扱い、又は個人情報の取扱いについては、別記特記事項を守らなければならない。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 12 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 15 乙は、業務の遂行にあたり、別紙記載の遵守事項を守らなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(安全の確保)

- 第3条 乙は、本業務の実施に当たっては、人身及び施設に関する事故又は災害（以下「災害等」という。）の発生を防止するため、万全の予防措置を講ずるものとし、万一災害等が生じたときは、乙はその被害を最小限度にとどめるよう最善を尽くさなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（知的財産権の範囲）

第5条 この契約書において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
 - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の譲渡等）

第6条 乙は、本業務の成果として得られた知的財産権を、甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 乙は、下請負先等に著作権がある場合、前項に規定する著作権譲渡に支障をきたすことがないよう当該下請負先等より成果物の知的財産権の全てを譲り受けなければならない。ただし、譲渡を受けられない特段の事情がある場合は、別途協議するものとする。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 4 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 5 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第6項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

- 7 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作権をいい、成果物として甲に引渡されたものを除く。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいい、成果物として甲に引渡されたものを除く。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 8 前7項の規定にかかわらず、甲乙が協議の上、成果物の一部又は全部の知的財産権の帰属等について別途取り決めた場合はその取り決めに由る。

（知的財産権の管理）

第7条 乙は、甲の申し出により業務に係る発明等について、次の各号に掲げる手続を代行するものとする。なお、本手続は甲の名義により行うものとする。

- （1） 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - （2） 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
 - （3） プログラム等の著作物にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において業務に係る知的財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

（ノウハウの指定）

第8条 甲及び乙は、協議の上、成果物のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は、短縮することができる。

（職務発明規程の整備）

第9条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者」という。）が行った発明等が業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。また、甲は当該契約書又は職務規程の開示を乙に求めることができる。

（知的財産権等の使用）

第10条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「知的財産権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（下請負）

第11条 乙は、業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

- 2 乙は、下請負（業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることをいう。）を行ってはならない。ただし、当該下請負が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 本契約の締結時における別添の実施体制図に定めるものであるとき。
 - 二 甲の承認を得たものであるとき。
 - 三 乙が下請負先に支払う契約金額が100万円未満で、かつ請負代金総額の50%以下に該当するとき。
- 3 乙は、前項第二号の甲による承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第1により作成した下請負承

認申請書を甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、下請負を行うときは、下請負を行った業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、下請負を行うときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と約定しなければならない。なお、乙は、当該約定に当たっては、第1条第5項から同条第8項までに基づき乙に課される義務と同等の義務を下請負人に課さなければならない。

（実施体制等の確認）

- 第12条 甲は、乙又は乙の下請負人の実施体制、業務実施状況、品質保証及び品質保証活動の実施状況を確認するために必要と認めるときは、乙に報告を求め、又は乙の事務所、事業場等若しくは乙の立会いのもと下請負人の事務所、事業場等に立入り、調査することができる。
- 2 乙は、前項の場合、調査の目的を達成するために必要な証憑類、その他の関係資料を甲に提示しなければならない。
- 3 甲は、乙又は乙の下請負人の実施体制又は業務実施状況に関して改善の必要を認めた場合、乙にその改善を求めることができる。

（監督職員）

- 第13条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行に関する乙又は乙の実施責任者等との協議
 - 二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 甲の意図する成果物を完成させるために特に必要と認めるときにおける乙又は乙の実施責任者等に対する業務に関する通知
 - 四 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、また監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の通知又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（受託業務実施責任者又は現場代理人・災害防止責任者）

- 第14条 乙は、本業務の実施に当たり、仕様書等で受託業務実施責任者又は現場代理人及び災害防止責任者（以下「実施責任者等」という。）の配置義務がある場合は、これらを定め、甲の承認を受けるものとする。
- 2 実施責任者等は、仕様書等において別段の定めがあるときを除き、これを兼任することができるものとする。

（実施責任者等に対する措置請求）

- 第15条 甲は、実施責任者等、乙の使用人又は第11条第2項の規定により乙から業務を請負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督職員がその業務の執行について著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明

示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 乙は、仕様書等に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 乙は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 乙は、業務の内容が仕様書等又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第19条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、様式第3により作成した確認請求書によりその確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

- 二 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

- 三 仕様書等の表示が明確でないこと。

- 四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

- 五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第20条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第21条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、乙の責に帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第22条 乙は、仕様書等又は業務に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は、発案したときは、甲に対して、様式第3により作成した確認請求書により当該発見又は発案に基づき仕様書等又は業務に関する指示の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により仕様書等又は業務に関する指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の変更延長)

第23条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、様式第3により作成した確認請求書により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第24条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあつては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第26条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聞いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（臨機の措置）

第27条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に様式第3により作成した確認請求書により直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

（一般的損害）

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 成果物の引渡し前に、天災等（仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに

限る。)で甲乙双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に従事する業務の出来形部分(以下本条及び第42条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書等に定めるところにより付された保険によりて補填された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 業務の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相応する請負代金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 仮設物又は調査機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害取片付けに要する費用の額の累計」と「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える仕様書等の変更)

- 第31条 甲は、第18条から第24条まで、第27条又は第28条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲または甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
 - 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した場合は、成果物の納品(以下「引渡し」という。)を受け取るものとし、乙は、甲に引渡しをしなければならない。この場合に、当該引渡しをもって、成果物の所有権は乙から甲に移転する。
 - 4 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第33条 乙は、前条第2項の検査に合格し、引渡しをしたときは、請負代金額の支払を請求することができる。

2 甲は、検査によって業務の完了を確認し引渡しを受けた日の属する月の翌月末までに請負代金額を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙は業務の完了前に業務に必要な経費の支払を受けようとするときは、様式第2により作成した概算払請求書を提出することができ、甲は、適当と認めたときはこれを支払うことができる。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 甲は、第32条第3項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第35条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 乙は、成果物が契約不適合である恐れがあると認識した場合は、速やかに甲に通知し、履行の追完に関する甲の請求に従うものとする。

3 乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第36条 甲は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(遅行遅滞の場合における損害金等)

第37条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約書記載の請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を除き、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した額を損害金として徴収するものとする。ただし、遅行・遅滞の程度が軽微で、かつ機構の業務に特に支障を生じないと認められるときは、損害金の金額を低減し、又は徴収を免除することができる。

(甲の解除権)

第38条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 二 その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - 三 実施責任者等を配置しなかったとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約の条項に違反したと認めたとき。
 - 五 第40条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第39条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第40条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第20条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6ヶ月を超えるときは、6ヶ月）を超えたとき、ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第41条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既

履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額(以下「既履行部分代金額」という。)を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第42条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分(部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第11条第2項の規定により、乙から業務の一部を請負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等、契約の解除が第38条によるときは乙が負担し、第39条又は第40条によるときは甲が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は乙が負担する。

4 第2項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異論を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第38条によるときは甲が定め、第39条又は第40条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第43条 乙は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(損害賠償)

第44条 乙は、業務の遂行に当たっては、甲に損害を与えることのないよう努めるものとし、万一、甲に損害を与えた場合は、ただちにこれを賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が甲の責に帰すべきものである場合は、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第45条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第46条 乙は、甲が成果物の引渡しを受けた日から1年以内に、成果物に関して、確定したセキュリティ

仕様では対応できないセキュリティ上の脅威又は脆弱性（契約不適合には該当しないものとする）があることを知ったときは、その内容を甲に通知するものとする。なお、乙の甲への通知後、甲及び乙は対応を協議するものとする。

（契約書の発効日）

第47条 この契約書は、契約締結日から効力を有する。

（存続条項）

第48条 本契約が期間満了又は解除により終了した場合であっても第1条（総則）14項、第6条（知的財産権の譲渡等）、第8条（ノウハウの指定）、第29条（第三者に及ぼした損害）、第35条（契約不適合責任）、及び第49条（契約外の事項）の定めは有効に存続する。

（契約外の事項）

第49条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて様式第4のとおり、乙が甲に対し回答を求め、甲乙協議して定める。

(別紙)

遵 守 事 項

1. 乙は、甲の掲げる経営理念に則り、かつ、甲の事業の社会的影響の大きさに特に留意して誠意をもって業務を実施すること
2. 乙は、甲の事業の公正性、透明性及び信頼性を棄損することのないよう業務を実施すること
3. 乙は、上記1、2に加え甲の事業に関する国民への理解活動において説明会等を開催する場合、以下の行為を行わないこと
 - (1) 金銭・便益等の提供を伴う参加者募集
 - (2) 意図的な参加者の選別及び発言の誘導

契約書第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、下請負について以下のとおり申請します。

弊社は、申請する下請負人若しくはその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないことを確認し、下請負人に第 1 条第 8 項に基づく暴力団関与の場合の取扱いと同等の義務を課すこと。

件 名	
契約年月日	
契約期間	

変更箇所	変更理由

※下請負先が追加・変更となった際は変更理由欄に下請負先が追加・変更となった理由を記載すること。

※未定だった下請負先業者が決定した場合は変更理由欄に業者の選定理由を記載すること。

※下請負を行う業務内容が追加・変更となった際は変更理由欄に業務内容が追加・変更となった理由を記載すること。

変更前実施体制図	変更後実施体制図

< 注意事項 >

①本様式に「下請負先の事業概要及び業務実績等」を添付し、契約措置請求箇所に提出すること。

②実施体制図が枠内に収まらない場合は、別添での提出を可とする。

様式第 2

記 号 番 号
年 月 日

原子力発電環境整備機構 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名 印

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」
に係る請負代金概算払請求書

上記の請負代金を下記のとおり請求します。

記

1. 契約年月日及び契約金額
2. 概算払を受けた金額 ※第 1 回概算払の場合には削除する。
3. 請求金額
4. 請求金額の算出内訳及び概算払を必要とする理由
5. 振込先金融機関・支店名・預金種別・口座番号・預金名義
6. 別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(注) 単位は円とし、算用数字を用いること。

別 紙

概算払請求内訳書

(単位：円)

区 分	請負代 金額	支 出 実績額	支 出 見込額	合計額	既受領額	請求額	残 額

記 号 番 号
年 月 日

原子力発電環境整備機構 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名 印

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○」
に係る確認請求書

上記の業務について、契約書第 条第 項の規定に基づき、以下に関して確認の請求をいたします。
(第 1 9 条、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 7 条関連)

記

- 1. 確認請求内容
- 2. 確認請求の理由
- 3. 確認請求内容が業務や契約金額に及ぼす影響

協 議 書

原子力発電環境整備機構殿

年 月 日

受注者 名 称 :
実施責任者 : 印

件名 :

件名 : 協議内容の件名を記載											
回答											
<table border="1"><tr><td colspan="2">原子力発電環境整備機構</td><td>部</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			原子力発電環境整備機構		部						
原子力発電環境整備機構		部									

特 記 事 項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第49条の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第4条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者であることが判明したときは、本契約を解除することができる。

2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者で

あった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

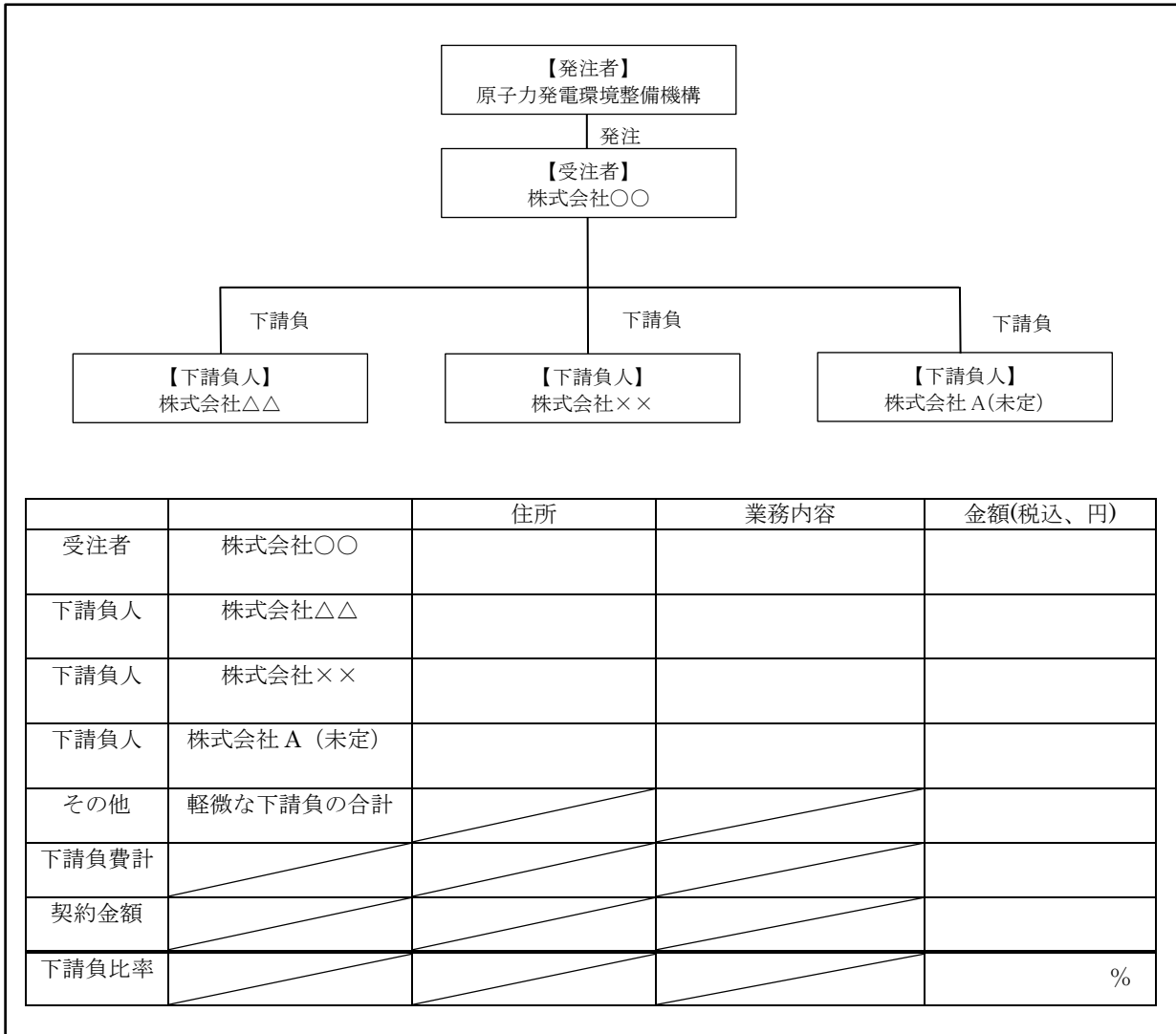
- 5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 7 乙は、本契約に関する乙の下請負人（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。下請負が数次にわたるときは全て含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、直ちに当該下請負人との契約を解除し、又は下請負人に対し解除対象者との契約を解除させなければならない。
- 8 甲は、乙が下請負人が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人との契約を解除せず、若しくは下請負人に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 9 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、第2項から第6項の規定を準用する。

（個人情報に関する取扱い）

- 第5条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）及び本契約に関して自ら収集又は作成した個人情報（以下併せて「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって、適法かつ適切に取り扱わなければならない。
- 2 乙は、本契約により知り得た個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせてはならない。
 - 3 乙は、本契約により知り得た個人情報の管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の紛失、漏洩、滅失、遺失、毀損、破壊、改ざん等（以下「紛失等」という。）が生じないよう万全の対策を講じなければならない。
 - 4 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約により知り得た個人情報を契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変してはならない。
 - 5 乙は、乙の従業員、その他乙の管理下にて業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても、本契約により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。
 - 6 乙は、個人情報を取り扱わせる業務を委任、下請負又は再委託等（以下「下請負」という。）してはならない。ただし、当該下請負につき、甲の事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。
 - 7 乙は、前項の業務を下請負する場合は、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該下請負人に求め、かつ当該下請負人がそれを遵守することにつき約定しなければならない。
 - 8 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し個人情報の管理が適切に行われているか等について、随時調査をさせ、かつ必要な指示をすることができる。
 - 9 乙は、個人情報について、紛失等、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、乙は甲の指示に従わなければならない。
 - 10 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失等、その他の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が発生した場合には、乙は甲の指示に基づき、乙の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったときは、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。
 - 11 乙は、本契約を完了し、又は解除したときは、第1項に規定する個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならない。
 - 12 本条の規定は、本契約を完了し、又は解除した後においても、その効力を失わないものとする。

(別添)

● 実施体制図 件名「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」



※下請負比率とは、下請負の契約金額(税込)÷契約総額(税込)×100により算出した率のことを指す。
小数点以下第2位を四捨五入にて算出すること。

※機構との契約締結後、契約書第 11 条 3 項に基づき下請負承認申請書の提出が必要となる場合は、以下の通り。

- ・下請負人の追加・変更
- ・下請負人の名称・所在地の変更
- ・下請負を行う業務内容の追加・変更

※軽微な下請負とは、1 件あたりの契約金額が 100 万円未満で、かつ請負代金総額の 50% 以下の下請負を指す。

● 下請負を行う理由

- ・ 株式会社△△ . . .
- ・ 株式会社×× . . .
- ・ 株式会社 A（未定） . . .